

○総務省告示第二百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項及び第四項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一中「中部日本放送株式会社」を「株式会社CBCテレビ」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。